

地区景観計画（基準）の作成について（作成例）

建築物の意匠、形態について以下の内容を目標として、各地区で基準を設定します。基準設定の際には地区として「絶対に排除したいこと（規制）」、「出来ればこうしたいこと（目標・誘導）」に分けて検討を行います。

〇〇田園地区景観運用基準

1 屋根の形状

勾配屋根とします。ただし、特別の事情により勾配屋根に出来ない場合は、屋根飾り等の工夫により調和を図るものとします。（規制）

2 階数

3階建て以下とします。ただし、道路から十分後退し、沿道景観に配慮した場合はこの限りではありません。（規制）

3 色彩

建物の屋根や外壁などの主要な部分は、地区の落ち着いた街並みを保全・育成する効果のある色彩を基調とし、アクセントカラー等については周辺の景観に配慮したものとします。

明らかに集落の景観となじまない色彩は「絶対に排除したいこと（規制）」とします。

R・YR系/彩度6以下 Y系/彩度4以下 その他/彩度2以下（規制）

（外壁）（例）

- ア) 色相（R）範囲の明度（6）以上（9）以下で彩度（3）以下（目標・誘導）
- イ) 色相（YR）範囲の明度（6）以上（9）以下で彩度（4）以下（目標・誘導）
- ウ) 色相（Y）範囲の明度（6）以上（9）以下で彩度（3）以下（目標・誘導）
- エ) 色相（N）範囲の明度（6）以上（8）以下（目標・誘導）
- オ) 色相（その他）の明度（6）以上（8）以下で彩度（1）以下（目標・誘導）

（屋根）（例）

- ア) 色相（全）範囲の明度（2）以下で彩度（1）以下（規制）

土、木、レンガ等の自然系素材を用いる場合は上記の限りではありません。自然系素材には人工材及び人工的な着色によって自然の色彩を再現した材料は除くものとします。

4 垣または柵の構造に関する制限

道路に面する垣又は柵の構造は原則生垣とする。

5 その他集落景観を守る基準

〇〇池の景観保全のため、水質管理を行う。田園風景を維持するために放棄田の管理を行う。

6 手続き・協定等

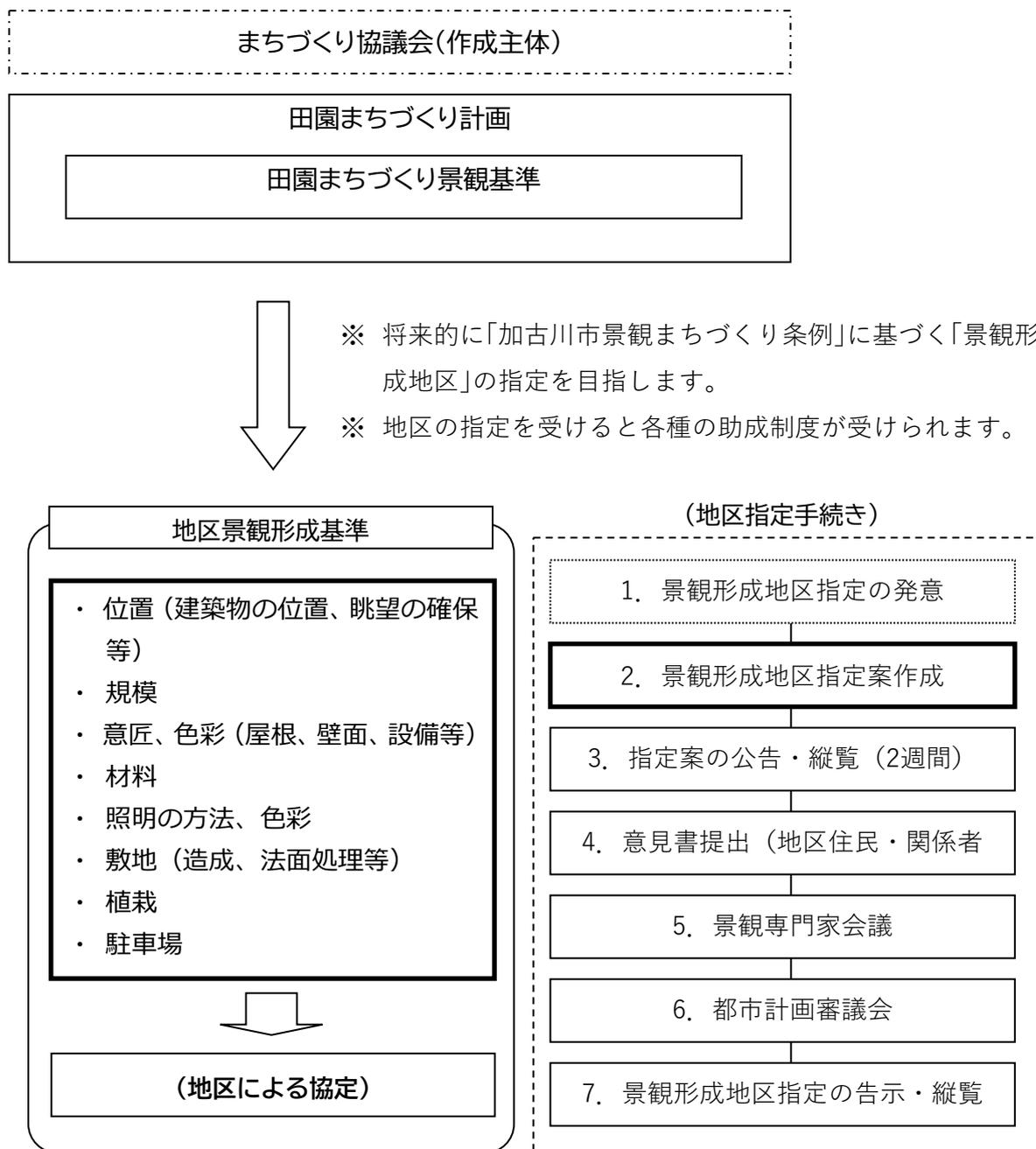
建築物の建築をしようとする者は、まちづくり協議会に建築計画書を提出し、同協議会が建築物が地区景観基準に適合している、又は建築デザインとして処理されている等、運用基準同等以上に景観に配慮されていると判定を受け、同協議会と協定を締結後に建築に着手するものとする。

注：市は、まちづくり協議会が判定等を行うに際し必要とする場合は、景観アドバイザーの派遣等必要な支援を行います。開発許可の場合には まちづくり協議会と協定を結ぶ旨の誓約書を市へ提出する。

(参考4-1) 特別指定区域制度の活用と地区景観形成計画について

特別指定区域制度の活用と地区景観形成計画について

各まちづくり協議会において作成した景観基準をもとに、田園まちづくり計画に基づくまちづくりを促進し、景観形成に対する住民の意識の醸成を図りつつ、「加古川市景観まちづくり条例」に基づく、「景観形成地区（景観の形成を図る必要のある地区）、風景形成地域（風景の形成を図る必要のある地域）」の指定を目指して下さい。



(参考4-2) 道路整備協定に基づく狭あい道路の拡幅整備

密集市街地等における4 m未満の狭あい道路を拡幅整備するため、沿道関係住民と市が協定を結び、防災機能の向上と地域の活性化等を図る。

◎対象道路市道及び地域の防災性と利便性の向上が見込まれ、かつ通り抜けしている道等。

